



第 4 回合併協議会で
承認された事務事業のすり合わせ
調整案をお知らせします

4月20日（火）、第 4 回合併協議会が開催され、106項目の事務事業すり合わせ調整案が承認されました。調整案の内容については、下記のとおりです。

総務関係

事務事業等名称	調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
1 一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員は、合併特例法第 9 条第 1 項の規定により、新市の職員として身分を引き継ぎます。 佐久下水道組合の職員についても、新市の職員として引き継ぎます。	平成16年 4 月 1 日職員見込数 佐久市 486人（参考：浅間病院 320人） 臼田町 175人 浅科村 81人 望月町 151人 佐久下水道組合 18人 合計 911人 参考 16年度定年退職者 10人 17～26年度定年退職者 355人	
2 特別職の身分の取扱い（市町村長・助役・収入役・教育長）	市町村長・助役・収入役及び教育長の身分については、法令の定めるところによります。	合併日の前日に失職となります。 1. 新市の市長について 新市の市長の選挙については、新市設置の日から50日以内に行います。 2. 新市の市長の職務執行者について 新市の市長が選挙されるまでの間は、市長不在を防ぐため、4市町村長の長であった者の中から、協議により定められた者が新市の市長の職務を行います。 3. 新市の助役・収入役について 新市の市長の職務執行者は、助役・収入役を選任できません。新市の市長が選挙されてから、議会の同意を得て、助役・収入役の選任を行います。ただし、収入役が欠けた時は、必ずその職務を代理する者を置くこととなっているため、合併日に新市の職務執行者が収入役職務代理規則を専決処分して、当該規則に基づき収入役職務代理者を指定します。	

事務事業等名称		調 整 案	調 整 案 の 詳 細		望月町の現状
			4．新市の教育長について 最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、新市の市長の職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決められます。 臨時に選任された委員の任期は、新市設置後、長の最初の選挙後、最初に招集された議会の会期の末日までとします。		
3	特別職の身分の取扱い （教育委員会・選挙管理委員会・固定資産評価委員会・公平委員会の委員及び監査委員）	委員の身分については、法令の定めるところによります。	委員は特別職であり、合併日の前日に失職となります。合併後、新たに選任または選挙されることとなりますが、新設合併の場合は、「教育委員会の最初の委員」「議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員」「固定資産評価審査委員会の委員」は、新市の市長の就任を待たずに、合併時に法令に基づく臨時的な特別選任手続きにより、一定期間その職務を行います。		
4	特別職の報酬等の取扱い （市町村長・助役・収入役・教育長）	新市の市長・助役・収入役及び教育長の報酬については、右のとおりとしますが、当分の間10%の抑制措置を行うこととします。 なお、すみやかに特別職等報酬審議会において報酬額の協議を行います。 新市の市長の職務執行者の報酬は、新市の市長の報酬としますが、抑制措置の額とします。	条例に規定される給料	抑制措置適用による支給額（10%）	町 長 784,000円（627,930円）／月 助 役 632,000円（562,400円）／月 教育長 553,000円（492,100円）／月 （ ）内は、平成15年4月1日から実施している抑制措置適用による支給額です。なお、現在、収入役を置いていません。
5	特別職の報酬の取扱い （教育委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会の委員及び監査委員）	新市の委員の報酬については、右のとおりとしますが、すみやかに特別職等報酬審議会の協議に準じて、報酬額の協議を行います。 臨時的な委員報酬についても、同額とします。	教育委員会の委員 委員長 93,400円／月 選挙管理委員会の委員 委員長 48,200円／月 監査委員 議会選任 46,800円／月 固定資産評価審査委員会の委員 公平委員会の委員	委 員 63,700円／月 委 員 34,900円／月 識見者 95,500円／月 6,500円／日 6,500円／日	教育委員会の委員 委員長 31,600円／月 委 員 20,100円／月 選挙管理委員会の委員 委員長 7,633円／月 委 員 5,791円／月 監査委員 議会選任 20,100円／月 識見者 30,200円／月 固定資産評価審査委員会の委員 6,400円／日
6	条例・規則等の取扱い	条例・規則等については、合併協議会において協議、承認された調整内容に基づき、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとします。	新市発足時には、4市町村の条例・規則等は全てその効力を失うこととなるため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させます。 施行の方法による区分 1．合併と同時に市長職務執行者の専決処分または職権により、即時制定し施行させるもの 2．一定の地域に暫定的に施行させるもの 3．合併後逐次制定し、施行させるもの		条 例 174 規 則 113 その他 154 計 441

事務事業等名称		調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
7	同報無線・ 公用有線広報	3 町村（臼田町・浅科村・望月町） で実施しています。 合併時、臼田町・浅科村・望月町の 区域で現行どおり実施します。 ただし、合併後における情報化の進 捗状況を見ながら、そのあり方を検 討します。	・町村から定時放送、火災時などの緊急放送、各区の放送など により、各家庭に情報を伝えています。 ・同報無線・公用有線放送に代わる火災時などの緊急放送の手 段ができるまで存続させます。	1 . 概要 望月町有線放送農業共同組合が行う有線放 送事業を利用して、役場より各家庭に情報 を伝えます。 2 . 内容 町から組合に対し、放送を依頼 （朝、昼、夜の必要時） ・町主催による開催行事等のお知らせ ・お悔やみの告知（告別式） ・火災、行方不明者捜索等の緊急放送 ・その他町民への情報提供等
8	公用有線広報利用負 担金 （望月町有線放送）	望月町で負担しています。 合併時、現行どおりとします。	住民に対し、有線放送により行事等の連絡、広報を行う際の利用者負担金 負担金額 年3,150,000円	
9	望月町有線放送公用 有線電話使用負担金	望月町が単独で実施しています。 合併時、現行どおりとします。	1 . 概要 望月町有線放送農業協同組合が実施する有線放送事業に対する電話回線使用料。現在、望月町内93%の世帯が 利用しており、各世帯には有線電話機のほか専用スピーカーが設置され、町の行事や緊急時の放送が行われて います。庁舎内をはじめ関係施設において計86回線使用。 2 . 1 回線当たりの負担額 21,600円/年 86回線分 1,857,600円/年	
10	なんでもポスト	3 町村（臼田町・浅科村・望月町） で実施しています。 合併時、現行どおりとします。	臼田・浅科・望月の3支所で実施します。	1 . 概要 町内7公共施設に「なんでもポスト」（投 書箱）を設置し、設置施設に対する苦情等、 また、町行政全般に対する意見等を広聴し ます。 2 . 回収 毎月 3 . 内容検討 助役、掲載内容を担当する課長、係長、総 務課長、企画係長等が内容、改善策等を協 議します。 4 . 設置施設 望月町役場、春日支所、駒の里ふれあいセ ンター、総合支援センター、国民宿舎もち づき荘、交流センターゆざわ荘、布施温泉

事務事業等名称	調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
11 金融機関の指定	4市町村間で指定している金融機関に差異があります。 合併時までに新市に店舗を置く金融機関であることを前提にし、指定金融機関は(株)八十二銀行、指定代理金融機関は佐久浅間農業協同組合、収納代理金融機関は、前記金融機関以外で既に指定を受けている金融機関とします。	金融機関の指定（案）についての意見等 (1) 指定金融機関...県内の中核的な金融機関として株式上場をしており、住民の利用度も高い(株)八十二銀行を指定します。 (2) 指定代理金融機関...指定金融機関に金融事故・トラブル等が生じた場合に、公金の収納及び支払いの事務の一部を扱わせる金融機関を指定します。当該金融機関として、新市に本店を有し、利用件数も多い金融機関である佐久浅間農業協同組合を指定します。 (3) 収納代理金融機関...上記以外の5金融機関を指定します。 (日本郵政公社信越支社、(株)長野銀行、上田信用金庫、長野県信用組合、長野県労働金庫) (1)から(3)の金融機関で指定店及び指定代理店並びに収納代理店については、別に契約で定めるものとします。	1. 指定金融機関の指定は実施していません。 2. 「公金収納事務取扱いに関する契約」の締結により出納処理 3. 国庫支出金の受入は、(株)八十二銀行、長野県信用組合、佐久浅間農協で1年ごとの輪番制
12 過疎地域自立促進計画	望月町のみ実施しています。 合併時、現行どおりとします。 (望月町の区域のみ)	後期計画策定にあつては、新市建設計画との整合性をはかります。 参考 過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)上の合併特例について(平成12年4月1日から平成22年3月31日まで) ・市町村の合併があった場合の特例(過疎法第33条第2項) 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。	平成12年度～平成21年度までの10年間の時限立法 前期計画 平成12年度～平成16年度を策定済み 後期計画 平成17年度～平成21年度まで平成16年度に策定 前期の主な事業 平成12年度～14年度 老人福祉拠点施設整備事業 14億4,287万7,000円
13 個人市町村県民税の賦課	佐久市と他の3町村(臼田町、浅科村、望月町)で納期に相違があります。 合併時、納期を統一します。 地方税法の改正により、均等割の税率は平成16年度課税から人口区分を廃止し、3,000円に統一されるので問題点はありません。	1. 均等割の税率 3,000円 (平成16年度税法改正により、全市町村とも一律3,000円) - 地方税法による課税 2. 納期 1期 6月16日から同月30日 2期 8月16日から同月31日 3期 10月16日から同月31日 4期 12月16日から同月28日 <参考:平成15年度均等割税率> ・佐久市 2,500円 (標準税率:人口5万人以上50万人未満の市) ・3町村 2,000円 (標準税率:人口5万人未満の市と町村)	1. 地方税法に基づく課税 2. 税率 (1) 均等割 2,000円(標準税率) (2) 所得割 200万円以下 3%(標準税率) 200万円を超え700万円以下 8%(標準税率) 700万円を超え 10%(標準税率) 3. 納期 1期 6月1日から同月30日 2期 8月1日から同月31日 3期 10月1日から同月31日 4期 12月1日から同月25日 4. 納税義務者数(平成15年7月1日現在) 均等割のみ 980人 所得割のみ 841人 均等割・所得割 2,778人

事務事業等名称		調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
14	固定資産評価審査委員会	4市町村とも同様に設置しているため問題ありません。 合併時、地方税法・条例・規則の規定により新市において設置します。	委員定数は3名とします。 ・長野市 6名 その他の市 3名 <参考：地方税法> ・委員会の定数は3名以上とする。 ・審査の申し出の事件は、3名の合議体で構成し、取り扱う。	1. 目的 固定資産課税台帳に登録された価格についての納税者の不服を市町村長から独立した第三者の目で見直すために設置。 2. 委員 学識経験者 3名 3. 委員構成 委員長、職務代理、委員書記（税務課職員） 2名 4. 委員報酬 6,400円/日

民生関係

事務事業等名称		調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状																																
1	交流センター使用料	望月町が単独で実施しています。 合併時、新たな基準を設け料金を設定します。なお、隣保館と併設のため隣保館使用料と同程度とします。	使用料金の設定にあたっては、社会教育施設の使用料に準じ、基礎となる1時間あたりの平米単価を統一します。また、隣保館と一体的な施設であり、隣保館使用料と同程度とします。 開館時間及び閉館時間については、地域の実情にあわせた時間帯で設定します。	1. 施設名 望月町交流センター（隣保館に併設） 2. 施設の目的 町民の交流を促進し、相互の理解と融和のもとに地域活動を推進し、豊かな町づくりに役立てます。 3. 使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>午前9時 ～ 正午</th><th>正午 ～ 午後5時</th><th>午後5時 ～ 10時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的利用室1</td><td>夏期</td><td>600</td><td>600</td><td>800</td></tr> <tr> <td>冬期</td><td>800</td><td>800</td><td>1,000</td></tr> <tr> <td rowspan="2">多目的利用室2</td><td>夏期</td><td>600</td><td>600</td><td>800</td></tr> <tr> <td>冬期</td><td>800</td><td>800</td><td>1,000</td></tr> <tr> <td rowspan="2">研 修 室</td><td>夏期</td><td>300</td><td>300</td><td>400</td></tr> <tr> <td>冬期</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td></tr> </tbody> </table> 冬期使用料とは暖房設備使用時の料金をいいます。	区 分		午前9時 ～ 正午	正午 ～ 午後5時	午後5時 ～ 10時	多目的利用室1	夏期	600	600	800	冬期	800	800	1,000	多目的利用室2	夏期	600	600	800	冬期	800	800	1,000	研 修 室	夏期	300	300	400	冬期	500	500	500
区 分		午前9時 ～ 正午	正午 ～ 午後5時	午後5時 ～ 10時																																
多目的利用室1	夏期	600	600	800																																
	冬期	800	800	1,000																																
多目的利用室2	夏期	600	600	800																																
	冬期	800	800	1,000																																
研 修 室	夏期	300	300	400																																
	冬期	500	500	500																																

保健福祉関係

事務事業等名称	調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
1 社会福祉協議会補助金	4市町村とも実施していますが、補助基準に差異があります。合併時、補助交付基準を設け、地域福祉事業に関する人件費・事務費について予算の範囲で補助をします。	1. 事業目的 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の実施 2. 補助算定基礎 新市社会福祉協議会が実施する地域福祉事業に関する人件費と事務費について、新市において補助金交付基準を設け補助金として交付します。 3. 補助対象者 新市社会福祉協議会	・事業の目的 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の実施 ・補助算定基礎 社会福祉協議会運営のため、人件費、事務費を補助金として交付。 (人件費) ・会長報酬 なし ・職員 7名 町職員 4名 (局長・係長・福祉活動専門員・地域福祉活動専門員) 社協職員 3名 (ボランティアコーディネーター・ヘルパー) ・臨時ヘルパー 1名 (事務費) 事務所維持管理費(光熱水費・共益費)
2 ふれあいのまちづくり事業補助金	佐久市が単独で実施しています。合併時、佐久市の例により実施します。	1. 事業目的 地域福祉コーディネーターを設置して地域福祉の企画・調査・連絡調整・啓発及び各種相談事業等地域福祉の充実と発展を図ることを目的として行う事業。 2. 補助算定基礎 職員人件費1名分 ふれあいのまちづくり推進委員報酬 相談員等賃金 ふれあいいきいきサロン助成金分 3. その他 新市社会福祉協議会が実施する「ふれあいのまちづくり事業」の事業費に対し、補助対象上限額6,000千円の国・県の補助(補助率2/3)を新市社会福祉協議会が直接受け、残りの事業費を新市が補助をします。	
3 ボランティアセンター活動事業補助金	浅科村が単独で実施しています。合併時、浅科村の例により実施します。	1. 概要 ボランティア活動を推進し、地域における福祉コミュニティの形成を図ることを目的とした新市社会福祉協議会の事業に対し補助をします。 2. 補助算定基礎 ボランティア推進協議会委員報酬 次の事業に関する経費 ボランティア情報誌発行 相談・登録・斡旋 養成・研修 福祉救援ボランティア活動促進 夏の親子ボラ	

事務事業等名称		調整案	調整案の詳細	望月町の現状
		浅科村が単独で実施しています。 合併時、浅科村の例により実施します。	ンティア体験教室・ボランティアのつどい等その他の活動 3. 事業年度 平成15年度～平成17年度の3ヵ年事業であり、新市においては平成17年度のみ実施。 4. その他 新市社会福祉協議会が実施する「ボランティアセンター活動事業」の事業費に対し、補助対象上限額3,200千円に国・県補助（補助率2 / 3）を新市社会福祉協議会が直接受け、残りの事業費を新市が補助します。	
4	肢体不自由児父母の会補助金	臼田町が単独で実施しています。 新市として身体障害者福祉協会へ補助を交付するため、合併時廃止します。		
5	地域支え合い活動組織化モデル事業	臼田町が単独で実施しています。 新市社会福祉協議会が主体的事業として取り組むボランティア育成等を目的とした各種事業において対応するため、合併時廃止します。		
6	福祉教育推進事業	臼田町が単独で実施しています。 新市社会福祉協議会が主体的事業として取り組む福祉教育推進等を目的とした各種事業において対応するため、合併時廃止します。		
7	通園通所費等補助事業（村単独分）	浅科村が単独で実施しています。 県補助事業である「通園通所費補助」等の各種補助事業の利用や、ホームヘルプサービスなど既存サービスの利用促進を図るなどして対応するため、合併時廃止します。		
8	障害児・者施設訪問看護サービス事業	臼田町が単独で実施しています。 合併時、臼田町の例により実施します。	1. 事業目的 障害児・者施設に通園通所する障害児・者の保護者等の付添い看護の負担を軽減するため、主治医の指示に基づき施設で行う経管栄養・痰の吸引・導入など比較的短時間かつ定時の対応で処置が終了する行為に対して助成を行い、重度障害児・者等の社会参加を支援します。 2. 補助基準額 1日の医療的ケアに要する時間が30分以内：4,250円 1日の医療的ケアに要する時間が30分を超え60分以内：8,300円	

事務事業等名称	調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
8 障害児・者施設訪問 看護サービス事業		ただし、対象者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定に基づく特別障害児手当の所得制限額を準用した所得以上の場合、基準額に10分の7を乗じて得た額以内とします。 3. その他 県補助対象事業 補助率：1 / 2	
9 低所得利用者負担対 策	4市町村とも国の制度に基づき実施していますが、佐久市・臼田町・浅科村と望月町の対象者に差異があります。 合併時、対象者を統一して実施します。	1. 概要 老人保健福祉局長通知（平成12年老発第474号）に基づき、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用する低所得者に対し、サービス利用料を半額に減免します。 2. 対象者 下記の条件を満たす社会福祉法人等の行う介護サービスを利用する者 ・世帯全員が市民税非課税で合計所得金額が0円である者 ・市民税課税者と生計を共にしていない者 ・市民税課税者に税法上及び医療保険上扶養されていない者 ・資産、貯金が過大でない者 3. その他 事務処理方法については佐久市の例に統一して実施します。	社会福祉法人等による介護保険の利用者負担 軽減事業 1. 対象者 社会福祉法人等が行う介護保険サービスを利用する被保険者で、世帯員全員が非課税で年間収入が62万円以下である者 2. 対象サービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護福祉施設サービス 3. 減免額 利用料の半額 平成16年度より、対象者について3市町村と同様の取扱いとする予定です。

経済関係

事務事業等名称	調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
1 償却資産の課税免除 ・不均一課税	低開発地域工業開発地区（低工地区）について、望月町は指定されていません。他の3市町村は課税免除等を行っており、内容は同一です。 農村地域工業等導入地区（農工地区）は、4市町村とも行っていますが内容に差異があります。 低工地区の不均一課税は、17年度課税分をもって終了するため、平成17年度の税率は 0.56/100 とします。 農工地区については、「農村地域工業等導入促進法」により、税率は初年度0/100 2年度0.28/100 3年度0.56/100 とします。	低工地区の不均一課税は、17年度課税分をもって終了となります。 農工地区については、国における制度の適用期限の延長が続けられていますが、財政力指数による5年ごとの減収補填地区指定要件の見直しにより、該当地区より外れる可能性があります。 新市において新たな助成制度を定めます。	農村地域工業等導入促進法関係 ・農村工業等導入地区 茂田井地区（面積24.8ha） ・期間 計画策定より33年間 茂田井地区（策定日：昭和60年7月15日） ・要件 新增設した工業生産設備でその取得額が3,000万円を超えるもの 上記に該当する場合、固定資産税が課されることとなった年度以後3か年度の課税を免除します。

建設関係

事務事業等名称	調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
1 公園使用料	佐久市・臼田町が実施しており、市町村間で差異があります。 合併時、新市において統一した新たな条例を制定します。	・佐久市の公園使用料は、昭和53年より改訂されておらず、今回料金改定を行います。 【街区公園・近隣公園・地区公園】 ・都市公園法第7条第1号から第5号、同施行令第12条に規定するもの（市道路占用料徴収条例による） ・行商、募金、出店（1,000円/1箇所・1日） ・業として写真又は映画の撮影（1,000円/1箇所・1日） ・興業（3,000円/1箇所・1日） ・展示会、集会、その他催し（2,000円/1箇所・1日） ・その他市長が必要と認めたもの（その都度市長が定めた額） 【総合公園・特殊公園及び照明使用料】 ・佐久市の例による 【公園に施設を設け又は管理する場合】 ・都市公園法第2条第2項、同法施行令第4条に規定するもの（500円/1平方メートル・1年） * 都市公園とは都市計画区域内における公園、都市計画外であっても地方公共団体が設置した都市計画施設で条例に定める必要があります。	・若駒児童公園 ・ジリの木広場 ・布施温泉公園 規定がないため、使用（占用）料は徴収していません。
2 各種都市計画プラン策定	佐久市・臼田町で策定されていますが、新市の計画を策定する必要があります。 都市計画法に基づき、合併後2年以内に都市計画マスタープラン及び都市計画道路整備プログラムの策定を行います。	合併後2年以内に浅科村・望月町を含めた新市の都市計画区域、準都市計画区域、用途地域の指定の策定を行います。	
3 都市公園維持管理	4市町村で実施していますが、禁止行為、委託方法及び委託先に差異があります。 合併時、禁止行為については新たに統一した条例を制定し、委託方法及び委託先については現行どおりとします。	・禁止行為は、佐久市の例を基本に統一します。（禁止行為：破損汚損、竹木伐採・採取、土地形質変更、鳥獣捕獲・殺傷、張り紙・貼り札・広告表示、立入禁止区域への立入、指定場所以外への車の乗入・駐車、動物を引き連れ・迷惑物品を携帯しての入園、公園目的外使用） ・合併後2年以内にできる限り、一本化した委託方法及び委託先の調整を図ります。 【委託先状況】 - 佐久市・・ 榛名平公園（佐久市薬草研究会） 他公園（佐久市振興公社） - 臼田町・・ コスモタワー（業者） 他公園（シルバー人材センター） - 浅科村・・ 泉公園（矢島泉を守る会） ふるさとの森公園（シルバー人材センター） - 望月町・・ 若駒児童公園（シルバー人材センター） ジリの木公園（シルバー人材センター） 布施温泉公園（望月町振興公社 H16より）	公園 3か所 整備済み 若駒児童公園 0.15ha ジリの木広場 1.05ha 布施温泉公園 1.40ha 維持管理 若駒児童公園（保健福祉課福祉係所管） ジリの木広場（商工観光課産業振興係所管） 上記2公園は草刈等のみシルバー人材センターに委託 布施温泉公園（商工観光課布施温泉係所管） 施設改善 修繕はその都度直接発注等により実施 公園内での禁止行為 施設損傷汚損・土地形質変更・土石採取・樹木伐採・ 駐車場以外車輛乗入・ごみ捨て 公園内で許可が必要な行為 物品販売・募金・火気使用・集会類似行為での独占利用・遊具集団占有2ha以上 その他の許可 なし

事務事業等名称	調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
4 遊歩道維持管理	佐久市・臼田町・望月町で実施していますが、管理先に差異があります。合併時、現行どおりとします。	・合併後2年以内にできる限り一本化した管理先の調整を図ります。 【委託先状況】 - 佐久市・信濃路自然歩道（直営） - 双子山登山道（直営） - 志賀越遊歩道（直営） - ふるさと自然のみち（直営・便所は地元） - 臼田町・広川原地下湖遊歩道（業者） - 海から一番遠い地点遊歩道（直営） - 望月町・春日溪谷滝巡り遊歩道（財産区・町） - 大河原峠～將軍平（山小屋関係者・遭対協）	春日溪谷滝巡り遊歩道 春日溪谷～百瀬側沿い～大河原山荘前 延長 2.0km 管理内容 毎年財産区の協力の下に1～2回の見回りを実施 大河原峠～將軍平登山道 大河原峠～將軍平 延長 3.0km 管理内容 山小屋関係者と遭対協（諏訪地区）で管理を実施 八ヶ岳中信高原国定公園内
5 公営住宅駐車場使用料・保証金	4市町村が実施していますが、使用料金・保証金に差異があります。合併時、新市において統一して実施します。	・使用料：近傍同種の駐車場の使用料を限度とし市長が定めるものとします。1台当たり 2,000円/月 ・保証金：駐車場使用料の3か月分 ・保証金は、現入居者からは新たに徴収せず、合併後は佐久市の例により使用料の3か月分を徴収します。	1. 施設名 望月町営住宅駐車場（望月団地） 2. 施設の目的 駐車場を整備し、駐車場を必要とする入居者に使用を許可します。 3. 使用料 近傍同種の駐車場の使用料を限度とし、町長が定めるもの 1台あたり3,000円/月 駐車台数27台 4. 駐車場使用料保証金 なし
6 小規模集合排水処理施設整備計画	望月町が単独で策定しています。合併後1年以内に生活排水処理基本計画に基づき、小規模集合排水処理施設整備計画を策定します。	・生活排水処理基本計画は、公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水処理、個別排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の基本となる計画です。 1. 趣旨 市町村が汚水等を集散的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するもの。 2. 事業要件 処理対象戸数が原則として10戸以上20戸未満の規模であること。 3. 事業採択 平成8年4月1日（平成10年12月から併用開始） 4. 計画概略 計画区域 藤巻地区0.9ha 計画戸数 14戸 5. その他 平成14年度末92.8%（水洗化率） 維持管理業務	

事務事業等名称		調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望月町の現状
7	特別会計（小規模集合排水処理施設整備事業）	望月町が特別会計で実施していますが、今後公営企業会計への移行を図る必要があります。 合併時、現行どおりとし、新市において、公営企業会計に移行していきます。	・概ね5年以内に調整を図り公営企業会計に移行します。 ・経営の原則により、下水道事業（公共下水道、農業集落排水、個別排水処理、小規模集合排水処理）は、地方財政法上の公営企業とされており、その事業に伴う諸収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されています。	概要 受益者分担金、使用料、一般会計繰入金をはじめ収入をもってその歳入とし、小規模集合排水処理施設整備事業費、借入金の償還及び利子、その他の諸支出をもってその歳出とします。地方自治法第218条4項の規定により、弾力条項を適用できます。
8	指定工事店登録等手数料（公共下水道）	佐久下水道組合（佐久市・臼田町）、浅科村、望月町で手数料が異なります。 合併時、右記の調整案の詳細の例により統一します。	・排水設備確認手数料（400円） ・指定工事店の指定（10,000円） ・指定工事店の指定の更新（5,000円） ・指定工事店証の再交付、書換え交付（2,000円） ・責任技術者の登録（3,000円） ・責任技術者の登録の更新（3,000円） ・責任技術者の登録の再交付、書換え交付（300円）	1.概要 下水道事業にかかる事務について、当該事務の申請者から、定められた額の手数料を申請の際徴収します。 2.手数料（各1件につき） 排水設備確認検査手数料0円 指定工事店の指定5,000円 指定工事店の指定の更新5,000円 指定工事店証の再交付0円 責任技術者の登録3,000円 責任技術者の登録の更新3,000円 責任技術者の登録の再交付0円
9	農業集落排水事業地元負担金	4市町村が実施していますが内容に差異があります。 合併時、既存施設については現行の内容を尊重し、右記調整案の詳細のとおりとします。	・現在、農業集落排水事業は佐久市（上平尾地区）のみ実施しており、平成17年度（予定）の上平尾地区の完了をもって事業完了の予定です。 ・完了（予定）地区の負担金については、4市町村の例により現行どおりとします。 ・佐久市の集落排水施設に新規に加入する者は、佐久市は事業完了時に地元負担金の精算は完了しているので地元組合に納入します。 ・佐久市以外の町村に新規に加入する者は、地方自治法224条により新市に負担金を納入します。 ・新規加入者の公共マスの設置については、自己負担で設置した後にしゅん工検査を受け、新市に寄付採納してもらいます。 ・新規事業計画地区は、負担金を工事費の30%で徴収します。	1.目的 農業集落排水事業等に要する経費に対し徴収する分担金について定めることを目的としています。 2.対象事業 農業集落排水事業の認定を受けて行う補助事業（一部単独事業分あり） 3.対象者 当該事業により利益を受ける者 4.分担金 分担金60万円 5.工事完了後新規に加入する者の取扱い ・新規に加入する者は、町に上記の分担金を納めます。 ・公共樹の設置は自己負担で行った後、町の竣工業者の検査を受け、町に寄付採納します。 6.その他 維持管理、修繕工事に係る分については、分担金は徴収しません。

事務事業等名称		調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
10	小規模集合排水処理施設整備事業地元負担金	望月町が単独で実施しています。合併時、右記調整案の詳細のとおりとします。	・現在、藤巻地区で実施しており、工事については完了しています。 ・負担金については、65万円とします。 ・新規に加入する者は、地方自治法224条により新市に負担金を納入します。 ・新規加入者の公共マスの設置については、自己負担で設置した後にしゅん工検査を受け新市に寄付採納してもらいます。 ・新規事業計画地区は、負担金を農業集落排水事業と同じ工事費の30%とし徴収します。	1. 目的 小規模集合排水処理施設整備事業等に要する経費に対し徴収する分担金について定めることを目的とします。 2. 対象事業 小規模集合排水処理施設整備事業の採択を受けて行う地方単独事業 3. 対象者 当該事業により利益を受ける者 4. 分担金 分担金65万円 5. 工事完了後新規に加入する者の取扱い ・新規に加入する者は、町に上記分担金を収めます。 ・公共樹の設置は自己負担で行った後、町の竣工検査を受け、町に寄付採納します。 6. その他 維持管理、修繕工事に係る分については、分担金は徴収しません。

教育関係

事務事業等名称		調 整 案	調 整 案 の 詳 細	望 月 町 の 現 状
1	市町村費負担臨時教職員等配置事業	4市町村で実施していますが雇用形態、賃金に差異があります。合併時、学力向上支援加配職員を、県の加配が縮小したり、小規模校で加配がつかず今までの学習展開ができてにくい学校に対して、学力向上のために教員を配置します。	新市において、各学校の実情により配置します。	・町費負担専科職員を配置 ・教員免許資格 有 町立望月中学校 1名 英語 一般職員（一般職給与表による）
2	学校給食施設の充実	臼田町・浅科村・望月町は共同調理場方式（センター方式）で実施しています。佐久市は共同調理場方式と自校方式で実施しています。合併時は現行どおりとし、それぞれ共同調理場方式、自校方式を継続します。佐久市の自校方式で実施している佐久市城山小学校は合併後南部給食センターに統合し共同調理場方式に移行します。		〔平成15年度実績〕 1. 給食実施校 望月中学校給食センター 小学校3校、中学校1校 春日小学校 自校 2. 給食食数（1日あたり） 望月中学校給食センター 838食 春日小学校 193食 3. 年間給食日数 小学校 203～205食 中学校 205食 4. 給食費

事務事業等名称		調 整 案		調 整 案 の 詳 細						望 月 町 の 現 状						
								小学校 年額 48,000円（１食あたり234円） 中学校 年額 54,000円（１食あたり263円） 5．職員 望月中学校 8名（内臨時1名） 県費栄養士 1名 春日小学校 2名（内嘱託1名） 県費栄養士 1名 6．給食会計は別会計で行っています。 7．望月町学校給食共同調理場（小学校4校、 中学校1校の共同調理場）が平成16年1月 に完成、4月より稼動。職員10名、米飯給 食実施（週3回）により給食費の値上げを 予定。								
3	文化会館使用料	浅科村、望月町で実施していますが、 使用料に差異があります。 合併時、現行どおりとし、新市にお いて他の類似施設との整合性を図り ます。		使用料減免規定を全面的に見直し、他の類似施設との整合性を 図ります。						駒の里ふれあいセンター使用料（下表参照）						
		区 分	時 間	使用料（円）	区 分	時 間	使用料（円）	区 分	時 間	使用料（円）	区 分	時 間	使用料（円）			
ホ ー ル	平 日	午前9時～正午まで		4,000	和 室	午前9時～正午まで		500	会 議 室	午前9時～正午まで		1,100	講 習 室 2	午前9時～正午まで		300
		午後1時～午後5時まで		5,500		午後1時～午後5時まで		700		午後1時～午後5時まで		1,500		午後1時～午後5時まで		500
		午後6時～午後10時まで		6,000		午後6時～午後10時まで		800		午後6時～午後10時まで		1,800		午後6時～午後10時まで		700
		午前9時～午後5時まで		9,500		午前9時～午後5時まで		1,200		午前9時～午後5時まで		2,600		午前9時～午後5時まで		800
		午後1時～午後10時まで		11,500		午後1時～午後10時まで		1,500		午後1時～午後10時まで		3,300		午後1時～午後10時まで		1,200
		午前9時～午後10時まで		15,500		午前9時～午後10時まで		2,000		午前9時～午後10時まで		4,400		午前9時～午後10時まで		1,500
	土 日 曜 日 ・ 休 日	午前9時～正午まで		4,500	音 楽 室	午前9時～正午まで		600	講 習 室 1	午前9時～正午まで		600	平日とは月曜日から金曜日までをいいます。休日 とは国民の祝日に関する法律に規定する休日。営 利を目的として使用する場合及び町外の団体等が 使用する場合は、当該区分に定める額の100分の 200に相当する額とします。			
		午後1時～午後5時まで		6,500		午後1時～午後5時まで		900		午後1時～午後5時まで		900				
		午後6時～午後10時まで		7,000		午後6時～午後10時まで		1,100		午後6時～午後10時まで		1,100				
		午前9時～午後5時まで		11,000		午前9時～午後5時まで		1,500		午前9時～午後5時まで		1,500				
		午後1時～午後10時まで		13,500		午後1時～午後10時まで		2,000		午後1時～午後10時まで		2,000				
		午前9時～午後10時まで		18,000		午前9時～午後10時まで		2,600		午前9時～午後10時まで		2,600				
	4	女性問題研究会	佐久市が単独で実施しています。 合併時、佐久市の例によります。		佐久市規約を改正し調整します。 佐久市女性問題研究会 男女共同参画社会の実現に向けての研究や学習を行い推進活 動を目的とし、目的に賛同する佐久市内の個人で佐久市女性 リーダー養成研修生をもって組織する。現在は会員数が100名。											

事務事業等名称		調 整 案	調 整 案 の 詳 細		望月町の現状	
5	地区公民館活動の委託金補助金	4市町村で実施していますが、委託金・補助金額に差異があります。合併時、現行どおりとし、合併後3年以内に補助金の調整を図ります。	公民館事業は各市町村において歴史、伝統、文化に由来することが多く、合併時は現行どおりとし、3年以内に補助金の基準を統一していきます。		分館活動補助金 2,400千円 4館×600,000円 4分館の活動に対する補助 分館長・主事手当、施設の維持管理費は含みません。 (区館に対する補助制度はありません。)	
6	スポーツ大会	4市町村が実施していますが、大会の種類及び参加料に差異があります。大会の種類は住民ニーズを把握して決定します。参加料については統一します。	受益者負担を原則とし、参加費について各市町村に差異がありますが、新市において参加費を統一していきます。大会の種類は各市町村の今までの事業を尊重しながら、住民ニーズを把握し、調整を図ります。		下表参照	

区分	大会名	参加資格	参加費等
町主催	ゲートボール大会	町民	
	町民ゴルフ大会	町民及び町内勤労者	プレー費9,600円(昼食・税別)、参加費1,000円
	マレットゴルフ大会	町民	中学生以下1,000円 高校生以上1,500円
	強歩大会(望月町体育館発着42km・夜間)		
	グラウンドゴルフ大会		
	元旦マラソン(10km、5km、2.5kmコース)		

区分	大会名	参加資格	参加費等
体育協会主催	マレットゴルフ大会	町民	
	地区対抗野球大会	(4地区選抜 野球2、男子バレー1、女子バレー2チーム)	
	ゲートボール大会	町民	参加費200円 4地区選抜 男女1チーム
	グラウンドゴルフ大会		
	バドミントン大会		
	地区対抗卓球大会		
	小中学生卓球大会		

第5回合併協議会開催のお知らせ

- 日時 5月12日(水)午後4時～
- 場所 佐久市役所 8階大会議室

～会議は傍聴できます～

会議開始15分前に傍聴証を配布します。(定員20名)定員を超えると抽選になりますが、モニター視聴もできますので、傍聴にお出かけください。

事務事業すり合わせ調整案の内容が閲覧できます

- ・公開窓口 役場総務課企画係(合併対策室)
- ・公開日時 午前9時～午後5時(役場閉庁日不可)

合併に関するご意見・お問い合わせ先
合併対策室 (有)2081